令和５年度南丹市共同募金委員会
赤い羽根共同募金助成事業（一般募金分）実施要綱

この要綱は、共同募金の一般募金を財源に、令和 5 年度に実施する事業への助成について定める。

1、助成対象団体

南丹市内で活動する非営利団体もしくは地域の自治組織（ボランティアグループ、ＮＰＯ法人、行政区・自治会、地域振興会、地域福祉推進組織、当事者組織など）で南丹市内において活動する団体とする。（代表者および構成員の合計が３人以上。法人格の有無は問わない。）

※ただし、次のような団体は対象としない。

政治・選挙・宗教・特定の思想の普及に関わる団体／暴力団又は暴力団員などが関与している団体／営利を主たる目的とする団体／団体としての実態のないもの

2、助成対象となる経費

事業を実施するための経費（謝金、交通費、印刷費、会議費（茶菓子代含む）、通信運搬費、保険料、備品購入費、材料費（交流会を開催するための食材費を含む）など）を対象とする。

3、助成対象とならない経費

団体の管理費（経常的な会場使用料や電気代等）、飲食費（弁当代等）、汎用性の高い備品の購入費は対象としない。

4、助成対象期間

令和５年４月１日～令和６年３月 31 日までに行う活動

5、助成対象事業

つながりを絶やさない社会づくり、地域から孤立をなくすための下記の活動について、以下の事業内容で助成する。

① 支え合い活動　② 居場所づくり　③ 福祉教育活動　④ 地域防災活動
⑤ 異世代交流活動　⑥ 担い手育成活動　⑦ 相談活動

事業名	助成活動内容	助成額	受付期間	備考
① じぶんの町を良くする活動助成	地域住民が主体的に取り組む福祉活動	1) 広域な地域住民を対象とした自治振興会や地域福祉推進組織などから構成される組織などが実施する活動については、1 団体 120,000 円を上限とする。 2) 上記以外の団体が実施する活動については、１団体 80,000 円を上限とする。 ※2）は、同一団体同一事業への継続助成は 3 回を限度とする。ただし、事業の 1 割以上の自己資金があり、地域における必要性や他への普及効果が大きいと認められる場合はこの限りでない。	令和５年４月 17 日～令和５年５月 31 日	公募事業
② 子ども・子育て応援助成事業	子どもや子育て世代を支援する活動	１団体あたり 80,000 円を上限とする。 ※同一団体同一事業への継続助成は 3 回を限度とする。ただし、事業の１割以上の自己資金があり、地域における必要性や他への普及効果が大きいと認められる場合はこの限りでない。	令和５年４月 17 日～令和５年５月 31 日	公募事業

③ 当事者団体活動助成事業（公募）	当事者団体の充実発展を目指す活動	3人～ 19人　20,000円 20人～ 49人　50,000円 50人～ 99人　100,000円 100人～499人　200,000円 500人以上　300,000円	令和5年4月17日 ～令和5年5月31日	公募事業
④ 当事者団体活動助成事業（指定）	当事者団体の充実発展を目指す活動	園部町介護者の会なごみの輪 八木町介護者の会たんぽぽ 日吉町介護者の会絆の会 美山町介護者の会あいの会 八木町難聴者の会 各15,000円を上限とする。 南丹市身体障害者福祉会 120,000円を上限とする。 精神保健福祉推進家族会南丹つぼみ会 75,000円を上限とする。	令和5年4月17日 ～令和5年5月31日	当会が指定する団体に助成
⑤ ボランティアグループ活動助成事業	ボランティアグループの充実発展を目指す活動	南丹市社会福祉協議会がボランティアグループに助成する額の1/2	南丹市社会福祉協議会が募集する期間	南丹市社会福祉協議会が認めた助成に準じる ※社協要綱別紙
⑥ ふれあい・いきいきサロン活動助成事業	地域住民同士の交流を深めるサロン活動	令和5年4月から令和5年11月に実施されたふれあい・いきいきサロン活動のうち、助成を申請しようとする月の1回の活動分を対象に1人あたり100円以内を予算の範囲内で助成。活動を支援した協力者は10人まで助成。	令和5年5月1日 ～令和5年12月28日	南丹市社会福祉協議会に登録する「ふれあい・いきいきサロン」に助成
⑦ 生活困窮者自立相談支援事業緊急時助成事業	南丹市社会福祉協議会が行う生活困窮者の課題解決、生活再建につなげる活動	50,000円を上限とする。	対象期間中随時	※社協要綱 別紙案

6、助成決定

（1）公募事業

①募集チラシの配布などにより周知し、受付期間中に募集する。

②所定の申請用紙に必要事項を記入し、南丹市共同募金委員会事務局または市役所各支所、社協各事務所まで提出する。

③審査委員会において書類およびヒアリングにより審査し、助成額を決定する。

（2）その他事業

①受付期間中に所定の申請用紙に必要事項を記入し、南丹市共同募金委員会事務局または市役所各支所、社協各事務所まで提出する。

②南丹市共同募金委員会が助成額を決定する。

7、実施報告

活動終了後には、報告書及び決算書を南丹市共同募金委員会事務局まで提出する。